

御殿場市公設浄化槽整備事業 提案書作成要領に関する質問書に対する回答

No.	質問の箇所			質問の内容	回答
	ページ	事項	項目		
1	2	3	(1)	「年度別事業収支計画(・市入金時期)」について 市より入金期間を年4回の入金での事業収支計画書作成をしておりますが、よろしいでしょうか。	設置業務については年4回を上限とし、維持管理業務については年2回を上限とした対価の支払いを予定していますので、これを考慮した計画を作成してください。詳しくは、5月2日に公表した「業務要求水準書」P.20を参照ください。
2	2	3	(2)、②	「調達予定先からの確約書、または協議状況等」について 実績のない特別目的会社として、銀行等金融機関に対し確約を求めるのは大変困難と思われるが、具体的にはどの程度の書類を用意すればよいのか。	金融機関の担当者の名刺の写しを添付した議事録などで協議状況を示していただければ、確約書でなくても問題ありません。 また、金融機関からの要請があれば、市の担当より当事業の目的等の説明を行いますので、その旨を金融機関へお伝えください。
3	3	4	(1)、②	「構成員の過去3カ年における浄化槽の整備実績」について 地域(市内・市外含む)・人槽・邸名(氏名のみ)の記載又は、人槽・台数のみの記載で良いでしょうか。	年度別件数、浄化槽の規模、建物の用途(専用住宅・併用住宅・店舗・工場など)等の内容が確認できる資料であれば、問題ありません。
4	3	4	注2	「上記以外の特殊工事を提案する場合は、当該工事の価格をここに記述すること」について 特殊工事に於いて、提案価格に記述していない工事価格はどのように決定されるのでしょうか。	応募者から提案される特殊工事の金額のうち、提案書作成要領P.6 IIの価格提案の②に記述したもの以外の特殊工事の金額は、審査会により選定された優先交渉権者との基本協定締結後に、市と優先交渉権者で提案書に示された金額と内容を基に協議し決定することになります。
5	5	II	①、(4)	「ブロワ設置(本体・送気管)」について ブロワ送気管の配管長さは5mまでとなりますが、ブロワは5m以内の設置の価格で良いでしょうか。	御殿場市では、送風機から公設浄化槽本体までの間が10m以下の場合、送気管等の設置工事を標準工事(市が行う工事)としています。なお、事業開始からのブロワ配管の平均延長は約5mとなっております。 <参考> ・御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例施行規則 第4条 第1項 第3号 エ